

な道理はあり

編集·発行 昭島市水道部 〒196-0025 昭島市朝日町4-23-28 TEL 042-543-6111 FAX 042-543-6118 平成26年3月

THE TENESTESTES





☆ 東部配水場起工式(昭和29年)

⇔ 平成25年12月に完成した
新しい東部配水場(朝日町)

昭島市は、昭和29年5月に昭和町と拝島村が合併したことにより施行されました。市制開始以前は、一部の地域を除き水道施設がなく、多くの家庭では井戸水を利用していました。当時の井戸は、そのほとんどが9m程度の浅い井戸で、冬になると降雨量が減ることから、90%近くが枯渇し安心した生活がおくれませんでした。生活用水等の不足が深刻化するとともに、水道施設のある近隣都市に比べ伝染病の発生率が高く、生活環境・衛生・防災など様々な面から水道施設の創設が求められていました。

このような事態を打開するため、昭和29年6月に水道事業の認可を受けて、同年11月から旧昭和町地域の一部に給水を開始しました。

- 1P 通水60周年を迎えるにあたって
- 2 P 新しい東部配水場が完成しました 施設見学の申込受付を開始しました
- じ 3 P 水道検査項目の解説

<

開始当初の計画給水人口は、20,000人でしたが、市の発展に伴う水道水の需要拡大に対応するため、これまでに5回の事業拡大を行うとともに、当初から地下水100%の給水を続け今日に至り、来年度には給水開始から60年を迎えます。また、災害に強い水道施設とするために配水管や配水場の耐震化も進めています。

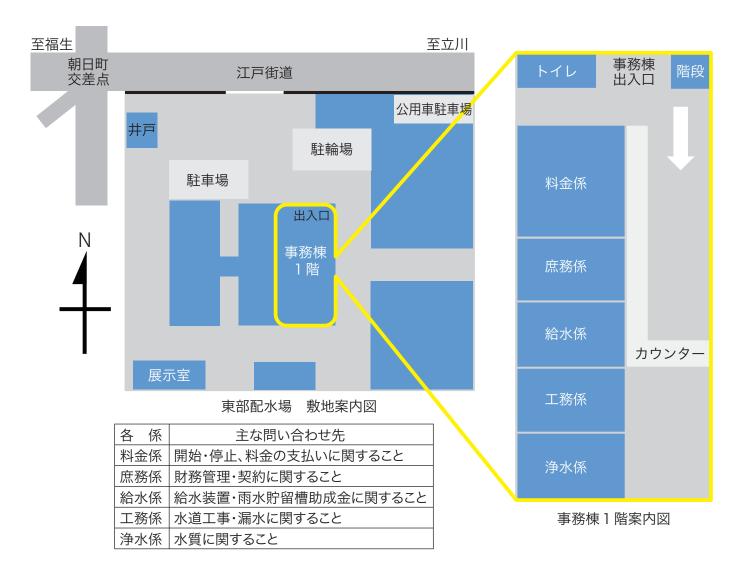
水道部では通水60周年を記念して、現在マンホール等で使用しているカッパの愛称募集や着ぐるみの作成(予定)などを行い、各イベント等で活用することにより、将来を担う子どもたちに昭島の水道のおいしさや大切さを、さらに知ってもらいたいと考えています。

- 3 P 雨水貯留槽設置助成金のご紹介 引越し手続きのお願い
- 4 P 消費税率引上げに伴う水道料金について 地方公営企業会計基準の見直しについて

新しい東部配水場が完成しました

朝日町四丁目の東部配水場の耐震化工事が完了し新しくなりました。新しい事務室は、大きい建物の1階になります。

工事中は、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。



東部配水場施設見学の申込受付を開始しました!

水道部では、東部配水場の更新工事が終了した ことにより、施設見学の申込受付を開始しました。 安全できれいな飲み水が出来るしくみについて、 東部配水場の施設を見学しながら勉強してみませ んか?

見学にあたっては、水道部の職員が説明します。 また、見学は個人又は団体を問わず受け付けてい ます。

施設見学を希望される方は、事前に右記のお問い合わせ先にお電話いただき、その後、水道部ホームページから申込書を出力し、ご記入のうえ提出してください。



お問い合わせ・ご提出先業務課庶務係へ

543-6112

2014年3月

が道徳んでもシリーズ

%「1mg/ ℓ 」の量とは、ご家庭にある浴槽(200 ℓ) に塩をひとつまみ(0.2g)を入れた濃度です。

水道検査項目の解説 No.8・No.9 水質管理目標設定項目

№8 トルエン

(水質管理目標值0.4mg/ℓ以下)

No.9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)

(水質管理目標值0.1mg/ℓ以下)

フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)はプラスチック添加剤、溶剤として、化粧品や印刷インクなどに使用される化学物質です。地上に放出された場合は土壌に吸着されやすく、微生物により容易に分解され、存在量は少ないとされます。液体は、皮膚・目を刺激し、中枢神経系の機能低下、胃腸障害を引き起こします。 平成24年度検査結果0.01mg/ℓ未満

雨水貯留槽設置助成金のご紹介

雨水貯留槽とは、屋根に降った雨水を貯める容器 で、貯めた雨水を花や植木への水やりや庭の水まき などに利用できます。

設置も雨どいから管を接続するだけなので簡単です。設置助成金は、昭島市内に建物を所有又は使用する個人で、市内の建物に設置するものを対象としています。

設置する場合は、事前にご相談ください。 ご相談は、工務課給水係へ 電話 543-6115 助成金額は、1基あたり雨水貯留槽(材料費のみ)の購入金額の3分の2に相当する金額(限度額3万5千円)です。

なお、貯留槽については、ホームセンターや建材店等でご購入ください。



引越し手続きのお願い

3月は、会社の転勤や学生さんの入学・卒業など、新しい生活のスタートに向け引越しが多くなる季節です。 引越しが決まりましたら、水道部へ、早めに水道の使用開始や使用中止についてのご連絡をお願いします。 届出がありませんと引越し後の料金がかかったり、次の使用者や前の使用者の方との間で思わぬトラブルが 発生し、お互いが迷惑することとなります。

■転出・転居するとき(使用を中止するとき)

次のことをお知らせください。

①お客様番号

(検針票や領収書などで確認してください。)

②水道のご使用場所・氏名・引越し日・引越し先など。

■転入するとき(使用を開始するとき)

お電話をいただくか、郵便受けや玄関などに置かれている「水道使用開始届」に必要事項を記入し、ポストに投函してください。

また、インターネット(東京電力引越れんらく 帳)によるお届けもできます。

東京電力引越れんらく帳



で連絡・お問い合わせは、 **な 543-6111** 業務課料金係へ FAX 543-6118

4 2014年3月

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う 水道料金の対応について

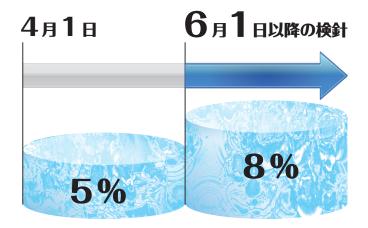
平成26年4月1日から実施されます消費税率等の引上げに伴いまして、昭島市における水道料金への対応については、次のとおりのお取扱いとなりますので、お知らせします。

昭島市の水道料金は、2か月に1度の検針により 料金を算定していますことから、使用期間のすべて の日が平成26年4月1日以後となります平成26年6月1日以降の検針により算定されます料金から、消費税等に相当する加算額を5%分から8%分(1円未満は切捨て)とします。

なお、下水道使用料についても、同様のお取扱い となります。

【お問い合わせ先】

- ◆ 水道料金については、 水道部業務課料金係へ ☎543-6111
- ◆ 下水道使用料については、 下水道課業務係へ ☎544-5111(内2542)



地方公営企業会計基準の見直しについて

地方公営企業(地方公共団体の経営する企業のうち水道・電気・ガス・病院などの事業を行う企業)の会計制度については、昭和41年以来これまでに大幅な改正は行われていませんでしたが、平成24年2月に約46年ぶりとなる大幅な改正が行われ、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなりました。

今回の制度改正は、地方独立行政法人の会計制度 の導入及び地方公会計改革の推進、地域主権改革の 推進、公営企業の抜本的改革の推進等が行われてい ることを背景とし、地方公営企業会計についても企 業会計基準との整合性を図るという点が特徴となっ ています。

新地方公営企業会計制度については、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとし、かつ、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の公的負担の状況を明らかにする必要があるという地方公営企業の特性等を適切に勘案したものとする、といった基本的考え方に基づき改正が行われました。

《会計基準の主な見直し項目》

- ① 借入資本金(資本から負債に計上)
- ② 補助金等により取得した固定資産の償却制度 (みなし償却制度の廃止・資本剰余金の繰延収 益(長期前受金)計上)
- ③ 引当金(退職給付引当金等の計上)
- ④ 繰延資産(繰延勘定の原則廃止)
- ⑤ たな卸資産(低価法の義務付け)
- ⑥ 減損会計(過大となった固定資産の帳簿価額を 減額する会計処理の導入)
- ⑦ リース会計(リース取引に係る会計基準の導入)
- ® セグメント情報 (セグメント区分(事業単位)ごと の情報開示)
- ⑨ キャッシュ・フロー計算書(作成の義務付け)
 - ※ 詳しくは、業務課庶務係へ ☎543-6112